

第 2 2 号 豆腐の認証基準

平成 1 6 年 4 月 1 4 日 制定
平成 1 9 年 3 月 2 8 日 改正

第 1 適用の範囲
この基準は、山梨県内で製造された豆腐に適用する。

第 2 定義
この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
豆腐	次に掲げるものをいう。 1 大豆からたん白質その他の成分を抽出してできた豆乳に、凝固剤を加えて凝固させたもの。 2 1 に風味原料（練りごま等）を加えたもの。

第 3 品質及び品質表示
1 豆腐の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区 分	基 準						
品 質	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">原材料</td> <td style="width: 15%;">食品添加物以外の原材料</td> <td> 1 大豆 (1) 山梨県内で生産された丸大豆以外のものを使用していないこと。 (2) 遺伝子組み換え大豆を使用していないこと。 2 風味原料（練りごま等） </td> </tr> <tr> <td></td> <td>食品添加物</td> <td>凝固剤及び消泡剤以外のものを使用していないこと。</td> </tr> </table>	原材料	食品添加物以外の原材料	1 大豆 (1) 山梨県内で生産された丸大豆以外のものを使用していないこと。 (2) 遺伝子組み換え大豆を使用していないこと。 2 風味原料（練りごま等）		食品添加物	凝固剤及び消泡剤以外のものを使用していないこと。
	原材料	食品添加物以外の原材料	1 大豆 (1) 山梨県内で生産された丸大豆以外のものを使用していないこと。 (2) 遺伝子組み換え大豆を使用していないこと。 2 風味原料（練りごま等）				
		食品添加物	凝固剤及び消泡剤以外のものを使用していないこと。				
	性 状	豆腐固有の良好な口当たり、香味、色沢及び組織を有し、かつ異味異臭がないこと。					
異 物	混入していないこと。						
容器又は包装の状態	清潔で、十分な強度を有する適正な資材を用いて包装されていること。						
表 示	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">一括表示事項</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> 1 加工食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省令第 5 1 3 号）及び第 7 条第 1 項第 3 号の規程に基づき、可能限り一括表示すること。 2 食品品質表示の年月日又は包装物の見やすさ等。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表示の方法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表示禁止事項</td> </tr> </table>	一括表示事項	1 加工食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省令第 5 1 3 号）及び第 7 条第 1 項第 3 号の規程に基づき、可能限り一括表示すること。 2 食品品質表示の年月日又は包装物の見やすさ等。	表示の方法	表示禁止事項		
	一括表示事項	1 加工食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省令第 5 1 3 号）及び第 7 条第 1 項第 3 号の規程に基づき、可能限り一括表示すること。 2 食品品質表示の年月日又は包装物の見やすさ等。					
	表示の方法						
表示禁止事項							
特別表示事項及びその表示方法	1 認証マーク若しくは「豆腐」等の表示が明確にできること。 2 「もめん豆腐」「山梨県産丸大豆 1 0 0 % 使用」等と表示すること。 3 類が明確に「山梨県産丸大豆 1 0 0 % 使用」等と表示すること。						

第 4 製造施設等
製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。

第 5 品質管理
1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。
2 食品衛生責任者が 1 人以上いること。

第 6 認証方法
認証のための適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づき行うものとする。